

汚泥再生処理センター（仮称）建設工事請負契約に係る総合評価委員会要領

（設置）

第1条 指宿広域市町村圏組合が実施する「汚泥再生処理センター（仮称）」建設工事（以下「本工事」という。）の請負契約手続について、指宿広域市町村圏組合廃棄物処理施設整備に係る総合評価落札方式実施要綱（平成20年指宿広域市町村圏組合告示第1号）第3条及び第8条第1項の規定に基づき、その競争性、公正性及び透明性を確保するため、総合評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の業務）

第2条 委員会は、本工事の請負事業者の選定に関する次の事項を所掌する。

（1）請負業者の選定に関する事項

- ア 請負業者選定方式の検討
- イ 請負業者決定基準（案）の作成
- ウ 入札参加者からの提案等の審査及び評価

（2）前号に定めるもののほか、本工事の請負業者の選定に関し必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、指宿市副市長のうち指宿広域市町村圏組合副管理者の職にある者（以下「指宿市副市長」という。）、南九州市副市長のうち指宿広域市町村圏組合幹事の職にある者（以下「南九州市副市長」という。）、指宿市市民生活部長、南九州市市民福祉部長、住民代表1名、学識経験者2名以内とする。

3 委員長は、指宿市副市長とする。

4 副委員長は、南九州市副市長とする。

5 第2項の住民代表及び学識経験者である委員は、指宿広域市町村圏組合管理者が委嘱する。

6 委員長は、会務を総理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は特別な事情により出席できないときは、その職務を代理する。

8 委員長、副委員長及び委員の任期は、本工事に係る請負業者が決定するまで

とする。ただし、本工事に係る事業者の選定方法として、総合評価競争入札を採用しないこととなったときは、その決定のあったときまでとする。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めた場合に開催する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の責務)

第5条 委員は公正かつ公平に業務を行わなければならない。

- 2 委員は、業務の遂行の過程において知り得た秘密、入札参加者からの提案に係る技術等を漏らし、及び自己のために利用してはならない。ただし、当該技術等が社会一般に広く認知され、利用されるようになったときは、この限りではない。

(審査結果の公表等)

第6条 委員会の会議は、非公開とする。

- 2 委員会における審査の結果は、落札者を選定した後に公表する。
- 3 委員会は、事業者の選定過程に係る公正性、透明性を確保するため、委員会の議事録を整備するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、指宿広域市町村圏組合事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年7月15日から実施する。